

港区内の認可保育園等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業主様

緊急事態宣言解除後の保育園の運営について
(令和2年5月26日時点)

日頃より、港区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
港区では、令和2年4月7日の国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、令和2年5月31日(日)まで、保護者の皆様に保育園の登園の自粛を強く要請させていただいております。

国は、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を決定しましたが、区は、新型コロナウイルス感染症の脅威から、お子様をはじめご家族の生命や健康、安全安心な生活を守りつつ社会基盤を維持していくため、現在行っている強い自粛要請を、当初の期間である5月31日(日)まで継続します。また、6月1日(月)から6月30日(火)までの間は、新しい生活様式を踏まえた安全な保育環境を段階的に整えていくための期間として、できるだけ登園自粛への協力を依頼します。

区の自粛要請に応え登園を控えた保護者に有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は、国の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の対象となります。

事業主の皆さまにおかれましては、区の登園自粛の趣旨をご理解いただき、区の強い自粛要請期間となる5月、自粛の協力依頼期間となる6月の間、認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機、特別休暇などが可能となるよう社内規定を適用していただくなど、特段のご配慮とご協力を改めてお願いいたします。

令和2年5月26日

港区長 武井雅昭